

議案第16号

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月12日

提出者 杉並区長 岸 本 聰 子

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

杉並区立自転車駐車場条例（平成5年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

3 前項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に使用料の納付を委託したときは、適用しない。
別表第1 杉並区立西永福北自転車駐車場の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第4条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

西永福北自転車駐車場を廃止する等の必要がある。